



# 住民自治条例制定ニュース

発行：北本市役所 秘書政策室  
〒364-8633 北本市本町1-111  
TEL 048-591-1111(代)FAX048-592-5997  
URL <http://www.city.kitamoto.saitama.jp>

第10号  
発行日 平成19年3月9日

北本市住民自治条例制定研究懇話会第2回会議は、平成19年2月24日(土)午後1時30分から、北本市学習センター(公団地域学習センター)集会室で開催しました。

今回は、第1回会議で提案のあった北本市協働推進計画策定委員会と条例制定市民ワークショップについて、それぞれの委員からこれまでに各会で議論してきた内容を発表しあい、共通認識の下に議論を進めることとしました。

北本市協働推進計画策定委員会の内容については、策定委員会委員長の高橋委員から、市民ワークショップの内容については、北村委員、竹村委員、三橋委員からそれぞれ報告をいただきました。



前回の会議で、3つのグループに分かれて議論を進め、グループ間の連携を密にしながら最終的に全体で討議していくという方向性が出ましたが、今回は、この3つのグループの班分けと、さらに、議論の進め方として、条例制定の必要性(意義)、目的、定義などの基本的事項については、最初にそれぞれのグループごとで議論し、発表しあい、懇話会としてまとめていくことが確認されました。

懇話会の進め方の議論につきましては、自らの考えをあらかじめペーパーにまとめ、発表される委員もいっしょに、この条例策定にかける委員の意気込みが感じられました。

この会議は、懇話会と名称を名乗ってはいるものの、実際は市民ワークショップの延長線上にあるもので、市民主体で条例策定に取り組む姿勢に変わりはありません。市職員プロジェクト・チームから参加している委員からは「職員ではありませんが皆様と同じ一委員として参加させていただきますのでよろしくお願いします。」との発言がありました。



## 住民自治条例制定研究懇話会第2回会議の概要

1 開 会

2 議 題

(1) 協働推進計画策定委員会「市民と行政との協働推進の研究に関する報告」について

(2) 市民ワークショップにおける「条例に位置付けすべき項目」について

(3) 研究グループ（班分け）について

(4) その他

3 閉 会



### 研究グループ（班分け）

< 議会・行政の責務等について研究するグループ >

有働	秀鷹	古賀	利雄	細井	久美子	秋葉	三枝子
勝	豊	高荷	正春	竹村	元宏	三橋	博
岩崎	文雄	山本	浩之				

< 市民の権利・責務等について研究するグループ >

荻野	照夫	下里	晴朗	阿久井美代子	内田	政之助
加藤	信利	小関	真美子	田中	昭仁	堀越 一三
谷沢	暢					

< 総則・条例制定により波及、関連するものについて研究するグループ >

河井	宏暢	高橋	伸治			
浅野	昭八	北村	浩一	関山	邦孝	野地 恵美子
宮原	鈴代	田中	正昭	福島	洋輔	

条例制定の必要性（意義）、目的、定義などの基本的事項については、最初に各グループで議論し、全体会議で意思統一してから各テーマの議論へと移ります。

(順不同・敬称略)

次回第3回住民自治条例制定研究懇話会は  
平成19年3月24日（土）午後1時30分から  
北本市文化センター第2研修室で開催いたします。  
会議は公開で行われ、傍聴も随時受付けています



秘書政策室